

8. 交通

(1) 福祉タクシー利用料助成

[身・知・精]

心身に重度の障がいがある下記の方に対し、タクシー利用料金の一部（利用券）を助成します。利用券1枚の助成額は乗車1回につき小型タクシーの基本料金となります。

- 1 対象者** *身体障害者手帳1～2級所持者、療育手帳A所持者、
精神障害者保健福祉手帳1～2級所持者
*身体障がい者3級所持者のうち車いすを常用されている方、酸素濃縮器を常用している方
上記の方のうち市民税を課せられていない方

2 申請に必要なもの

- ①申請書 ②身体障害者手帳または療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
③印鑑

3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 助成額

小型タクシーの基本料金額

5 利用できるタクシー

- ・宮城県乗用旅客自動車協会仙北支部に加盟しているタクシー
- ・認可介護福祉タクシー
- ・市長が覚書を取り交わしたタクシー会社のタクシー



■1ヶ月につき4枚が交付になります。タクシーの運転手へ助成券を乗車1回につき1枚をお渡しください。乗車料金と基本料金の差額については利用者の方の負担となります。

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。

(2) タクシー・ハイヤー運賃の割引

[身・知・精]

身体障害者手帳または療育手帳所持者は、運転手に手帳を提示してください。等級に関係なく全員1割引（介護者の同乗も可）になります。前記の福祉タクシー券との併用も可能です。割引の適用は、ほぼ全国の地域で行われておりますが、中には割引を適用していない事業者があるかもしれませんので、乗車時にご確認ください。

(3) 民営バス運賃の割引

[身・知・精]

身体障がい者の区分	割引率
第1種身体障害者手帳・療育手帳A所持者	本人・介護者とも距離に関係なく5割引
第2種身体障害者手帳・精神障害者手帳・療育手帳B所持者	本人のみ5割引になります

■身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方：高速バスも割引の対象となります。割引にならない地域もありますので、各バス会社へお問い合わせください。また、定期券については3割引となります。

(4) 市民バスの無料化

[身・知・精]

公共機関や病院等を経由する市民バスが運行しています。身体障害者手帳または療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は市民バスが運行する全区間の料金が無料（手帳の提示が必要）になります。なお、介護者については1回の乗車について100円の料金となります。乗り換えをすると、その都度100円を要しますのでご注意ください。

1 主な路線と主な停留所

路線	経路
循環線	①浅水經由登米②浅水經由佐沼（浅水經由登米の反対回り） ミヤコーバス佐沼営業所～登米市役所～登米市民病院前～佐沼高校前～中田総合支所～米谷病院～登米総合支所 ③米岡經由登米④米岡經由佐沼（米岡經由登米の反対回り） ミヤコー佐沼営業所～登米市民病院～南方総合支所～中津山小学校前～米山総合支所～よねやま診療所前～登米総合支所
石越線	ミヤコーバス佐沼営業所～登米市役所～登米市民病院前～佐沼高校前～石森章太郎記念館前～石越総合支所～石越駅前～北辰神社前～迫桜高校前
東和線	若草園～東和総合支所～錦織～中田総合支所～佐沼高校前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
南方線	佐沼高校前～登米市民病院前～ミヤコーバス佐沼営業所～登米市役所～南方総合支所～循環器呼吸器病センター～瀬峰駅前
津山線	竹の沢～津山公民館前～津山総合支所前～登米総合支所～加賀野～佐沼高校前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
豊里線	豊里総合支所～豊里病院前～よねやま診療所前～米山総合支所～登米祝祭劇場前～佐沼高校西門前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所
新田線	新田公民館前～新田駅前～三方島～佐沼高校前～登米市民病院前～登米市役所～ミヤコーバス佐沼営業所

■掲載した停留所は一部で上記以外にも停留所は多数あります。時刻表については停留所に掲載されております。また、登米市ホームページにも掲載していますし、携帯電話用もあります。

◇詳しくは企画政策課企画政策係（☎0220-22-2147）までお問い合わせください。

(5) JR運賃の割引

[身・知・精]

乗車券販売窓口到手帳を提示し割引乗車券を購入してください。

種別	乗車形態	割引対象者	年齢	割引対象乗車券種別				割引率
				普通乗車券	急行券	回数券	定期券	
第1種障がい者	本人が単独で100kmを越える区間を乗車する場合	本人	制限なし	○	×	×	×	5割引
	本人が介護者とともに乗車	本人および介護者	12歳以上	○	○	○	○	
		本人	12歳未満	○	○	○	×	
		介護者		○	○	○	○	
第2種障がい者	本人が単独で100kmを越える区間を乗車する場合	本人	制限なし	○	×	×	×	5割引
	本人が介護者とともに乗車	介護者	12歳未満	×	×	×	○	

■詳しくはJR東日本テレフォンセンター（☎050-2016-1600）へお問い合わせください。

■私鉄についても同様の割引を行なっておりますが、その取扱いが若干異なりますので、直接各鉄道会社へお問い合わせください。

(6) 地下鉄の割引 (仙台市交通局)

[身・知・精]

身体障害者手帳または療育手帳をお持ちの方と同行する介護の方、または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は運賃が5割引になります。

また、仙台市営バスについても身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると5割引になります。

詳しくは仙台市交通局 (☎022-224-5111) までお問い合わせください。

(7) 有料高速道路の割引

[身・知・精]

身体障がい者が自ら運転する場合や重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する自動車でも有料道路を利用する場合、割引が受けられます。(注：重度の障がいの範囲は、手帳に記載されている「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」の第1種と同じ範囲です)

1 対象者

*自らが運転する場合：身体障害者手帳所持者

*介護者が運転する場合：第1種身体障がい者、第1種知的障がい者

2 申請に必要なもの

①身体障害者手帳または療育手帳 ②運転免許証 (障がい者ご本人が運転される場合のみ) ③車検証

*ETCを車載している方は…

上記のほかに ETC カードと ETC 車載器セットアップ申込書・ETC 車載器セットアップ証明書もご持参ください。

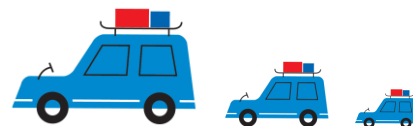
3 申請窓口

各総合支所 市民課 市民係

4 割引の受け方

料金を支払う際に証明を受けた身体障害者手帳または療育手帳を提示すると5割の割引が受けられます。ETCを利用する場合は、システム上でデータを確認し割引処理が行なわれます。(有人レーンでの支払時に手帳の確認を受けることがありますので有料道路利用の際は手帳を携帯してください。)

◇詳しくは、福祉事務所生活福祉課障害福祉係までお問い合わせください。



(8) 国内航空運賃の割引

[身・知・精]

12歳以上の身体障がい者または知的障がい者が単独または介護者とともに旅行する場合、障害者手帳を提示すると運賃が割引になります。

1 対象者

*身体障害者手帳 (第1・2種) 所持されている方 (第1種の場合は同行する介護者一人まで割引)

*療育手帳に「航空割引：本人」と記載されている方

*療育手帳に「航空割引：本人、介護者」と記載されている方 (この記載がある方は同行する介護者一人まで割引)

■割引率については航空各社により若干異なりますので、利用される航空会社へお問い合わせください。



